

Q1. オープンソースソフトウェア(OSS)に関する記述として、適切なものはどれか。

- ア 一定の試用期間の間は無料で利用することが出来るが、継続して利用するには料金を支払う必要がある。
- イ 公開されているソースコードは入手後、改良してもよい。
- ウ 著作権が放棄されている。
- エ 有償のサポートサービスは受けられない。

(情報処理技術者試験 H21 春(IP)午前問 55)

Q2. OSS のみの組み合わせはどれか。

- ア Apache, Acrobat Reader, Linux カーネル
- イ Apache, Samba, JRE(Java Runtime Environment)
- ウ Acrobat Reader, JRE, Linux カーネル
- エ Apache, Samba, Linux カーネル

Q3. パブリックドメインソフトウェアとするための条件はどれか。

- ア オリジナルのライセンスと同じ条件を適用する。
- イ 公的機関に対して、ソースコードを公開する。
- ウ 著作権を放棄する、又は放棄の宣言をする。
- エ 著作権を留保したまま、自由な配布を認める。

(情報処理技術者試験 H21 秋(ST)午前 II 問 25)

Q4. プログラムのバイナリのみ頒布を禁止していない OSS ライセンスはどれか。

- ア GNU GPL(General Public License)
- イ GNU LGPL(Lesser General Public License)
- ウ EPL(Eclipse Public License)
- エ Apache License

Q5. OSS の機能を利用するプログラムを自分で作製しても OSS と同じライセンスで頒布することを求める OSS ライセンスはどれか。

- ア GNU GPL(General Public License)
- イ GNU LGPL(Lesser General Public License)
- ウ EPL(Eclipse Public License)
- エ Apache License

Q6. GPL で公開された OSS を使い、ソースコードを開示しなかった場合にライセンス違反となるものはどれか。

- ア OSS とアプリケーションソフトウェアとのインターフェースを開発し、販売している。
- イ OSS の改変を他社に委託し、自社内で使用している。
- ウ OSS の入手、改変、販売をすべて自社で行っている。
- エ OSS を利用して性能テストを行った自社開発ソフトウェアを販売している。

(情報処理技術者試験 H21 秋(FE)午前問 21 改)

Q7. 組込み機器向けに Linux カーネルのデバイスドライバをデバイスメーカーが新規に開発した。そのライセンスの扱いはどうすべきか。

- ア デバイスマーカーが自社の知的財産として利用方法を制限する
- イ デバイスマーカーと組込み機器メーカーとの交渉結果で利用方法を制限する
- ウ Linux カーネルと同じライセンスになる
- エ 組込み機器とメーカーの知的財産として利用方法を制限する

Q8. Mozilla の Mozilla Public License(MPL) に始まり、Apache License, Version 2.0、や GNU General Public License, Version 3 (GPLv3) でも採用された「特許報復条項」の説明として最も近いものはどれか。

- ア ソフトウェア特許を取得した企業での利用を禁止する条項
- イ 開示したソースコードに対して、特許訴訟を起こした場合、Open Invention Network(OIN)が保持する特許でカウンタを打つ旨を記載した条項
- ウ OSS のアイデアが特許として成立しており、ライセンスを遵守しなかった場合、著作権違反に加え、特許侵害となる旨を記載した条項
- エ 開示したソースコードに対して、特許訴訟を起こした場合、再頒布の権利を失う旨を記載した条項

Q9. Apache License, Version 2.0 は、GPLv2 と「互換性がない」と言われてきた。「互換性がない」とはどういう意味か最も近い説明はどれか。

- ア 文字通り、ライセンスの内容に互換性がないことと文章を差し替えができないこと。
- イ GPLv2 の OSS を Apache License, Version 2.0 にライセンスを変更して再頒布できないこと
- ウ Apache License, Version 2.0 の OSS を GPLv2 にライセンスを変更して再頒布できないこと
- エ Apache License, Ver2.0 の OSS と GPLv2 の OSS とを両方のライセンスを満たす形で二つの OSS を一つのプログラムとして頒布できないこと

Q10. 著作権法において、保護の対象とならないものはどれか。

- ア インターネットで公開されたフリーソフトウェア
- イ ソフトウェアの操作マニュアル
- ウ データベース
- エ プログラム言語や規約

(情報処理技術者試験 H21 春(FE)午前問 78)

Q11. 特許権と著作権の比較に関する記述のうち、適切なものはどれか。

- ア 自然法則を利用した新規性、進歩性のあるアイデアは特許法で保護され、創造性のあるプログラム言語や規約は著作権法で保護される。
- イ 特許権の場合、独自の発明の実施であっても、先に権利を取得した人がいれば権利の侵害になるが、著作権では、独自の創作であれば、結果として同じものを創作しても権利の侵害にはならない。
- ウ 特許権は、特許庁に出願し、審査を経て登録されたときに権利が発生するが、プログラムの著作物については、文化庁長官の指定する登録機関に登録するだけで著作権が発生する。
- エ 特許法も著作権法も、法の目的は権利を保護することによって産業の発展に寄与することである。

(情報処理技術者試験 H18 秋(SD)午前問 53)

Q12. 著作権法の言葉でいうと、OSS ライセンスは、プログラムの何の際の許諾か。

- ア 利用(exploit)
- イ 使用(use)
- ウ 購入(purchase)
- エ 販売(selling)

Q13. OSS ライセンスの参考日本語訳の言葉でいうと、OSS ライセンスは、プログラムの何の際の許諾か。

- ア 実行(execution)
- イ 再頒布(redistribution)
- ウ 発注(order)
- エ 閲覧(browse)

Q14. 2009 年 12 月、米国である OSS のソース開示しなかったため、14 社が提訴された。その OSS は何か？

- ア Linux カーネル
- イ GCC
- ウ BusyBox
- エ MySQL

Q15. OSS を自社製品に組み込み販売することで 2007-2008 年頃、米国で実際に起きたトラブルはどれか。

- ア 製品で使われている OSS を特定しようとプログラムを解析した者が、リバースエンジニアリングを禁止する使用許諾書の契約違反として提訴された
- イ OSS を営利目的に販売する製品に利用したとライセンス違反で提訴された
- ウ 製品で使われている OSS のソースコードの開示を求められたが、開示しなかったため提訴された
- エ 製品で使われている OSS のソースコードの開示していなかったため、何の予告も無しに提訴された